

## 『海外で現地企業から、企業ブランドや地域ブランドを抜け駆け出願（冒認出願）されたので取り消したい』

### 冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業から企業ブランドや地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に要する費用の一部を補助します。

#### 対象となる方

海外で現地企業から自社の所有する商標を冒認出願された中小企業及び地域団体商標を冒認出願された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人。

#### 支援内容

海外で現地企業から自社の所有する商標を冒認出願された中小企業に対し、(独)日本貿易振興機構(JETRO)から、以下の冒認商標無効・取消係争に要する費用の一部について補助金を受けることができます。

- 補助対象経費 異議申立、無効・取消審判請求、訴訟等(拒絶査定不服審判費用、商標買取費用、損害賠償金、和解金を除く)に要する費用  
※採択決定後12/31までに発生した費用に限ります。
- 補助率 2/3(上限額500万円)

#### ご利用方法

- (1)JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
- (2)提出のあった申請書等の審査を行い、採択
- (3)自社で取消係争等実施
- (4)補助金の額の確定
- (5)補助金の交付

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課  
電話:03-3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)